

福智町 議会の窓

議会だより

FUKUCHI TOWN COUNCIL NEWS

2019.3
VOL. 45

主な
内容

- 議決結果
 - 常任委員会報告
 - 一般質問(6議員)
 - 表紙の紹介・編集後記
- 2
3
5
12

表紙
赤坂八幡社
(場所:福智町伊方4485-1)

議決結果

平成30年

第4回福智町議会定例会

〔会期12月7日～17日〕

〔定例会審議内容〕

平成30年（2018年）第4回福智町議会定例会が12月7日（金）から12月17日（月）の会期で開催されました。定例会では、委員会報告などが行われた後、職員との給与を改正する条例・個人番号カードを利用した民間端末機（コンビニなどで4月実施予定）等で印鑑登録証明書や住民票などを交付できる条例などの条例改正4件、平成30年度一般会計・特別会計補正予算4件、財産処分1件、固定資産評価審査委員会委員の選任3件、田川郡町村公平委員会委員の選任1件、田川地区水道企業団議会議員の選任1件、陳情1件、動議1件を審議し、すべての議案・陳情・動議を可決承認しました。

また、一般質問は6名の

議員が、町の施策や考え方について問いました。

《一般会計補正予算》
一般会計補正予算額3193万5000円を決定！

主な支出は、県税・過誤納還付金1176万2000円、障害児施設措置費1700万円、農地利用最適化推進員報酬405万1000円、平成筑豊鉄道災害復旧事業負担金141万6000円など追加補正予算3193万5000円を可決承認しました。

〔審議結果〕
出席議員17名
可決《賛成15 反対1》
議長は除く

《福智町立中央保育所民間移管に伴う財産処分》

4月1日から民間移管される、中央保育所敷地以外の無償譲渡を決定！

10月から、頓野児童福祉会と合同保育をしている中央保育所が4月1日から頓野児童福祉会へ移管されます。それに伴い、敷地以外の建物・保育所備品一式を無償譲渡する事を可決承認しました。

〔審議結果〕
出席議員17名
可決《賛成16 反対0》
議長は除く

《コンビニエンスストアでの証明書の交付開始と手数料の見直しの条例改正》

4月1日から「個人番号カード」を利用した各種証明書の交付開始が決まる！

住民票など各種証明書の、個人番号カードを利用したサービスが、4月1日から開始されます。併せて手数料の見直しも行われ、住民票などの窓口交付の場合は、現在の200円から300円になります。但し、個人

番号カードを利用したコンビニ交付では200円のままとなっています。そのような内容の条例を可決承認しました。

〔審議結果〕
出席議員17名
可決《賛成16 反対0》
議長は除く

《田川地区水道企業団議会議員の選任》

田川地区水道企業団議会の議員に、橋本騰馬議員を選任！

《陳情書》

〔後期高齢者の窓口負担の見直し〕にあたり原則1割の継続を求める意見書を採択！

○福岡県保険医協会からの陳情書を採択し、意見書を内閣総理大臣ほか所管の大臣へ提出しています。

〔審議結果〕
出席議員17名
可決《賛成16 反対0》
議長は除く

平成30年第4回定例会出欠表

日 程	橋本	小松	尾崎	木戸	渡邊	辰島	沼口	楠木	堀江	高津	矢野	日比生	木村	原田	皆川	朝部	浦田	大島	属	安永
12月 7日 本会議第1日	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
12月17日 本会議第2日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

○は出席 ●は欠席

常任委員会報告

各常任委員会で審議した主な質疑応答・意見などをご紹介します。

総務文教常任委員会報告

委員長 辰島 誠 副委員長 橋本 騰馬 議長 矢野 博文
委員 渡邊 文敏・楠木 静剛・木村 幸治 欠席 委員 浦田 光由・属 公弘
所管課 総務課 / 出納室 / 財政課 / まちづくり総合政策課 / 税務課 / 学校教育課 / 生涯学習課 / 支所 / 議会事務局



主な質疑

福智町手数料条例の一部を改正する条例について

質疑 税に関する手数料については現行から上げるという認識でいいのか。

答弁 そのとおり。
質疑 手数料を上げる根拠は何か。

答弁 現在、税務課では所得証明等の手数料として一枚200円を徴収しているが、今回、近隣の町村を参考にして300円とさせていただいた。ただし、個人番号カードを利用したコンビニエンスストアや本庁舎内に設置予定の自動交付機交付の場合は、現行の200円に据え置いている。

審査結果

当委員会に付託された議案を慎重に審議した結果、すべて可決、採択しました。

厚生常任委員会報告

委員長 堀江 政洋 副委員長 小松 繁信
委員 尾崎さつき・矢野 博文・朝部 壽・大島 勇夫 欠席 委員 安永 榮一
所管課 住民課 / 福祉課 / 人権・同和対策課 / 保健課 / 水道課 / 診療所



主な質疑・意見

その他の案件

質疑 神崎保育所の民間移管先は決まったのか。

答弁 みやこ町の青空福祉会に決定した。

質疑 中央保育所は来年4月に民間へ移管されるが、正規職員については町の他の部署に配属されると聞いているが、臨時職員の場合はどうなるのか。

答弁 正規職員のうち2名については、31年4月から1年間移管先に向向することになる。なお、嘱託を含む臨時職員については、そのまま民間の方に採用される。
質疑 中央保育所の余剰人員（保育士）を他の民間保育所で活用できないか。
答弁 退職を希望される方以外は全員移管先に就職する。

意見 民間の保育園では保育士が不足している。保育士の資格を持った人を有効に活用することを考えていただきたい。

質疑 小中一貫校の進捗状況をお聞きする。

答弁 現在、基礎杭を打ち込んでいる状況だが、岩盤にあたるなどして作業が少し遅れ気味となっている。しかし、計画どおり平成32年4月1日の開校を目指して準備を進めている。なお、通学路については、消防署前のガード下を通り抜けてから、学校建設予定地まで、町が買収した用地に幅員3メートルの歩道を計画している。いずれにしても、子どもの安全を第一義に考えて、現在の通学路と新たに建設する通学路について学校側と十分協議したうえで決定したいと考えている。

質疑 防犯カメラの設置は考えているのか。

答弁 防犯カメラは設置したいと考えている。また、建設予定地付近には100本を超える外灯を設置する計画にしている。

審査結果

当委員会に付託された議案、陳情を慎重に審議した結果、すべて可決、採択しました。

産業建設常任委員会報告

委員長 日比生 洋一 副委員長 高津 鶴己 議長 矢野 博文
 委員 沼口 富生・原田 幸美・皆川 高司 欠席 委員 木戸 勝正
 所管課 建設課 / 農政課 / 住宅課

主な質疑

一般会計補正予算

質疑 農地利用最適化推進員報酬として405万1千円の予算計上をしているが、当初ではなく、なぜこの時期なのかを問う。

答弁 今現在の実務にに応じて推進員の報酬を計算する必要があるので、当初予算での計上は難しい。

その他の案件

質疑 町内に公園は何カ所あるのか。

答弁 全部で19カ所。

質疑 児童公園については、正式には無いということか。聞いていないが、空き地や集会所などに遊具を設置している場所は何か所あるのか。

答弁 遊具を置いている場所でお答えすると赤池地区に3カ所、金田地区に4カ所、方城地区に15カ所ある。

質疑 公園の管理はどのようにしているのか。

答弁 公園の管理としては、外部委託で管理している公園、地元で管理していただいている公園、町の職員で管理している公園がある。

質疑 遊具を置いている所は、全部地

答弁

元に任せているのか。それとも町の職員で対応しているのか。

答弁 敷地については地元管理でお願いしている。なお、遊具については専門業者に委託し年1回の点検を行っている。

意見

管理が行き届いていない公園等で、白ありの発生や倒木、枝が張りすぎて民地に枯れ葉が落ちるなど、町の土地にある樹木による被害等について地元から要望があれば是非対処していただきたい。

質疑

会計年度任用職員制度については2020年4月1日の施行となっているが、これに向けての準備状況はどうなっているか。

答弁

11月28日に係長以上を対象に弁護士による研修を行った。また、12月5日に県の方で市町村向けの説明会が実施されている。今後の計画としては、現在の臨時あるいは嘱託職員の業務内容を精査し、真に必要な会計年度任用職員数を把握したうえで実施していきたいと考えている。なお、来年の9月議会までには、関連する条例の改正案や新規の条例制定を提案させていただき、その後の募集、採用を経て

質疑

国の予定どおり、2020年4月の施行に向けて準備を進めている状況にある。

質疑 ある程度精査して、真に必要な人だけを雇用するのかどうか。

答弁 業務内容を精査し、必要な部分については採用することになる。

質疑

高齢者による自動車運転免許証の自主返納は交通事故の減少要因となっている。福智町でも運転免許証の自主返納支援サービスをを行う必要があるのではないか。

答弁 検討に値するかと考えている。

審査結果

当委員会に付託された議案を慎重に審議した結果、可決、採択しました。



一般質問

(平成30年第4回定例会)



議員6人が質問

一般質問は、町民の声や議員自身の考え方をもとに、町長や教育長などに、方針を問うものです。

議会だよりでは、質問と答弁を要約しています。本会議場での傍聴をお待ちしています。

質問者	質問事項	ページ
皆川 高司	1. 国土調査事業について 2. 農業振興について 3. 観光促進について	6
小松 繁信	1. 官行造林及び県行造林事業について	7
木戸 勝正	1. 税務課業務内容について 2. 住宅課業務内容について	8
高津 鶴己	1. ふるさと納税について 2. 職員の研修等について 3. 高齢者大学等について 4. 公用車のドライブ・レコーダーの設置及び青パト車の追加について	9
尾崎さつき	1. 不育症の周知や患者支援の推進について 2. 風しん対策(予防接種)の取り組みについて	10
木村 幸治	1. 国の種子法廃止と種苗法について 2. 住宅密集地の再開発について	11

※各議員が質問した事項の中から抜粋して掲載しています。



皆川 高司議員

国土調査事業について

問 町の面積は42・06平方キロメートルだが、山林と山林以外の面積はどのくらいか。

答 副町長 山林は16・78平方キロメートル、山林以外は25・28平方キロメートルとなっている。

問 今年度は上野地区の一部0・34平方キロメートルの現地調査を計画しているが、調査には入ったのか。また、現在までの山林と山林以外の進捗状況はどうなっているのか。

答 副町長 平成31年度については、引き続き上野地区の調査に加えて金田地区の調査も進めていく。

農業振興について

答 副町長 調査は10月より入っている。山林と山林以外という区別をしてないが、登記簿面積では、方城地区は100%、金田地区は51・5%、赤池地区は49・3%、町全体では、26・8%が未調査となっている。

問 施政方針では、1年に3地区すると聞いているが、今後の計画をお尋ねする。

答 副町長 平成31年度については、引き続き上野地区の調査に加えて金田地区の調査も進めていく。

問 有害鳥獣対策の推進、強化についてお尋ねする。

答 副町長 イノシシ等の被害に對しては、地元猟友会と連携し、箱わなの移動、設置等を行っている。また、本年度よりアライグマ等の小動物の駆除に関しても、新たに予算措置をしている。

問 3地区の猟友会を一つにする計画はどうか。

答 副町長 3猟友会、農業者などを合わせた鳥獣対策協議会の設置に向けた協議をしている。

問 捕獲した有害鳥獣の処理施設の計画はどうか。

答 副町長 解体処理場の検討委員会等で話し合いをしてきたが、協議が整わず、設置には至っていない。

問 補助金を出してかんきつ類を栽培する農業者を募っていると

聞いているが、収穫するまでに、5年も10年もかかる。その間、全く収入がないうえに経費だけがかかる。その維持費を町が補助するはめになるのではないか。自主的にしてこそ農業の振興につながると思うがどうか。

答 副町長 そのとおりだと思う。

観光促進について

問 釜ノ口窯跡調査の進捗状況をお尋ねする。

答 教育長 現在、周辺の土地所有者に對して、発掘調査承諾書の取得手続を行っている。

問 この計画は2、3年前からあり、所有者の承諾を得ていたはずだが、なぜ早期に對応しなかったのか、職務怠慢と言わざるを得ない。

答 教育長 スピード感を持って対応出来なかったことはお詫びする。今後は、過去の調査資料の再確認をしたうえで、本格的な発掘調査に向けて努力する。

えで、本格的な発掘調査に向けて努力する。

問 町内の耕作放棄地でレモンの栽培をしている人達がいる。将来、会社組織にして、上野焼を中心にレモンの販売や関連した商品の開発、ジビエ料理や蛸の里等と連携し、観光促進やまちおこしをしてはどうか。税収にもつながると思う。

答 副町長 耕作放棄地を活用したレモンを含めた特産品の開発は非常に魅力がある。また、伝統工芸品の上野焼や町の観光施設等と連携し、「かんきつの里」なるものを目指したい。

問 私は、町が指導してする事業はいかなものかと思う。こうした自主的にむらおこし、まちおこしに貢献している人たちにこそ行政の手を差し伸べるべきと思う。

答 副町長 今一度農業政策のあり方について考えてみたい。



小松 繁信議員

官行造林及び県行造林事業について

問 昭和30年代半ばから、同事業において、方城地区で植林が始まり、既に50年ほど経過し、立派なヒノキが育っている。これまでの管理については、国や県の予算を使って、下草刈り、枝打ち、及び間伐等が行われ、これに関わる地元負担は一切なかったと聞いているが、全体の山林面積はどのくらいあるのか、また、この一部が今年度売却されたと聞いているが、その内訳についてもお尋ねする。

答 副町長 方城地区の官行造林の面積は、現在、309・35ヘクタール。県行造林の面積は、67・22ヘクタールとなっている。

問 今回売却された20ヘクタールの伐採予定地だが、伐採後、何処が整備するのか未だに決まっていないと聞いている。現地の山を觀てもらったら分かると思う。

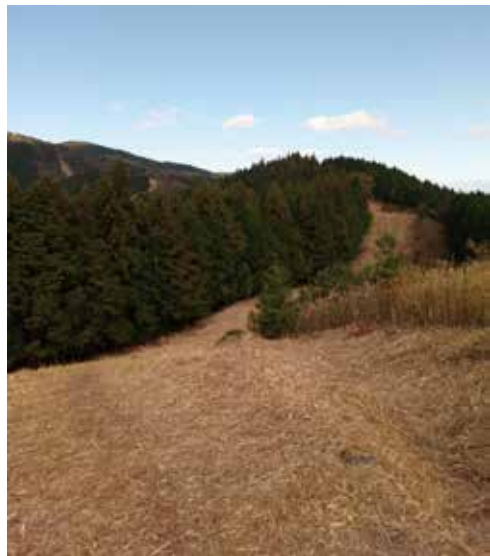
答 副町長 伐採後、そのまま野放しの状態にしておくというのには問題があると思っ

ている。町としては、植林も含めて、何か検討する必要があると考えている。現在、営林署と地元が協議を行っているのが現状だが、結論までには至っていない。

意見 入札にかける時点までの事は事前に決めておくのが筋であるので、しっかりとした指導をして欲しいと思っ

問 この山林には防火線が設置されており、

山火事から植林されたヒノキ等を守るために、また、火事になった折にも、それ以上延焼しないように、幅6メートルから10メートル、総延長が約6000メートル、帯状に設置されている。この草刈りには、500万円程かかるが、町の予算で実施している。また、この山林には、同じく町の予算で災害保険が掛けられている。今年もそのうちの約7ヘクタール、5年契約ということで、約70万円が支出されている。全体では300ヘクタールになるが、かなり大きな数字になると思う。私は、この山林は福智町の一部地域の財産だと考えている。この一部地域の財産を守るために毎年町の予算で支払っていくのか。なお、福智



▲伊方広谷地区防火線

答 副町長 引き続き実施していくかについては、町長としっかりとした協議をしていきたいと考えている。

意見 この山林は既に50年が経過し、立派に商品として育っている。今後

も随時売り出していくと聞いている。これを機に、町の支出も考えていく必要があると思う。



木戸 勝正議員

税務課業務内容について

問 固定資産の概要調書は年に一度審査があり、法務局から家屋、土地の移転登記書類が送付されるが、現在までに誤差はないか。

答 副町長 毎月2〜4件の移動通知があるが、現在誤差はない。

問 最終的に土地の評価額の誤差はないということだが、異議申立て申請が出された場合、固定資産評価審査委員会との審議を経て直すことができるようになっていないか。

答 副町長 最終的に土地の評価額の誤差はないということだが、異議申立て申請が出された場合、固定資産評価審査委員会との審議を経て直すことができるようになっていないか。

答 税務課長 異議申立てがあった場合は審議できるようなっている。

問 福智町の家屋の総件数、金田、赤池、方城の各地区別で何件あるか。

答 副町長 現在、金田3550件、赤池4857件、方城3705件、合計12112件となっている。

問 税務課に保管されている登記所からの各移動登記の書類の記載は、以前は課長が行っていたが現在はどうか。業者に委託しているのか。

答 副町長 申告等の繁忙期には

課長が補助することもありますが、基本的には賦課係長が行っている。

問 家屋調査は何人で行くのか。業者であれば資料単価に詳しいが、調査する職員は資料等に精通しているのか。

答 副町長 家屋調査員については、県が実施している家屋調査研修を年2回受講している。必要に応じて県税事務所からの指導も仰ぎ、専門家としての知識を養っている。

住宅課業務内容について

問 町営住宅長寿命化計画の中で平成32年に予定していた平原団地の工事が遅れ平成35年実施予定になっているが間違いはないか。湧淵団地は新築予定だが平原団地はどうかお伺いする。

答 副町長 今後の財政状況を見ながら進めていくこととなるが、現在の計画では平原

団地は平成35年度実施予定となっている。湧淵団地は5棟のうち4棟は個別改善し管理戸数を30戸削減し1棟のみを新築する。これにより当初の計画より10億円の予算が削減できる見込みである。平原団地3階建は耐用年数が残り30年近くあるため、堀川団地と同様個別改善を予定している。

問 平原団地3階建の52の2棟、3棟、5棟の階段の天井が破損し落下している。住民からの苦情が頻繁に出ており事故が起る前に何らかの対策を行ってほしいが、予算がないため対応できないとの回答であった。危険性の高い箇所優先的に予算を計上し対処することはできないのか。

答 副町長 老朽化した町営住宅が大変多いが順位と財政状況を考慮して危険な箇所はその都度対応していきたいと考えている。

問 平原団地内にある児童遊園の滑り台やクモの巣などの遊具が破損して非常に危険な状態となっている。新たに遊具を作らない方針であるなら早急に撤去すべきではないか。

答 副町長 地元での利用状況等を把握したうえで撤去すべきかを検討したい。

問 平原団地の公園内に公衆便所があるが、現在使用が出来ない状態となっている。また、トイレの屋根と歩道の高さが同じなため、子どもが屋根に上って遊んでいて危険である。早急に撤去する必要はあるのではないか。

答 副町長 子どもたちのため場となっているので危険な状況にあるなら、早期に予算化し撤去したいと考えている。

意見 早急に調査をし、事故が起きる前に撤去していただきたい。



高津 鶴己議員

ふるさと納税について

問 ふるさと納税・ふるさと寄附金という制度ができたのが2008年、16年には2540億円全国的にふるさと納税され、返礼品競争となつている。総務省は返礼品の金額を3割以下、地場産品に限るという厳しい指導を行うようだ。福智町は既に50億円近くのふるさと納税・浄財を戴いているが、この指導にどう対応するのか。

答 副町長 総務省はふるさと納税の過剰な返礼品競争を是正するため地方税法改正案を来年の通常国会に提出す

るとしており、指導どおりの見直しを行う予定である。

意見 今年度2億円の減収となるそうだが、これから福智町の特産品を大々的にPRし、福智町出身者、心を寄せる方々、応援してくれる方々にアピールする必要があると思う。

職員の研修等について

問 新規採用者に対する幹部による研修は定期的に行われた方がいいと思う。福智町内居住の職員の割合は。

答 副町長 現在、正規職員253名のうち町内居住者140名、55.3%となっている。

組長（級長）会等で考えていきたい。

問 45%の町外の方、特に新人職員は福智町の地理や少なくともハザードマップは頭に入れておいていただきたい。

答 副町長 合併特例債の恩恵もなくなり財源が不足する事態となる前に、人員配置の見直しや組織の見直しが必要ではないか。

意見 合併特例債が終わる財政事情が厳しくなるに合わせた機構改革が必要ではないかと考えている。

高齢者大学等について

問 高齢者大学を受講している方は少なくとも認知症或いは寝たきりの介護になるとい心配はまずない。受講が生き甲斐であり、元気の源になっている。誰もが抵抗なく受講しやすい名前・名称を考えていただきたい。さらに期間の延長や講座の新設などできないのか。

答 教育長 アンケートをとり、



▲高齢者大学開講式の様子

問 高齢者大学を受講している方は少なくとも認知症或いは寝たきりの介護になるとい心配はまずない。受講が生き甲斐であり、元気の源になっている。誰もが抵抗なく受講しやすい名前・名称を考えていただきたい。さらに期間の延長や講座の新設などできないのか。

答 副町長 町長公用車のみである。

意見 事故防止そして万一事故を起こした場合にこの映像が有力な証拠になる。すべての車両に装着するのは難しいと思うが、できるだけ早くドライブレコーダーを装備する

方向がいいのではないかと思う。

問 青パト車、青色回転灯装備車は2004年に制度ができており、市町村や町内会・自治会に警察が認めて自主防犯パトロールを行っている。町には青パト車が何台あるのか。

答 教育委員会では青色回転灯装備車3台を保有している。児童・生徒の登下校時の安全確認の巡回や学校周辺・各地区の犯罪発生情報等をもとに時間・場所等重点的に巡回している。

問 ある自治体で大半の公用車を青パト仕様にし、地域を巡回し安全安心に役立つという評判を聞いている。これから順次、青パト仕様にし、安全安心のまちづくりに寄与するべきと考えるがどうか。

答 副町長 現場に行き地域を巡回する車等を選定して青パト仕様の台数を増やすことはやぶさかではない。



尾崎さつき議員

不育症の周知や患者支援の推進について

問 不育症とは、妊娠はするけど2回以上の流産、死産もしくは生後1週間以内に死亡する早期新生児死亡によって、結果的に子どもを得られないことと定義されている。厚生労働省の実態調査では、不育症の患者の発生数は約3万人から4万人で、全国に約140万人の患者がいると推計されている。また、毎年3万人が新たに発症し、妊娠した女性の16人に1人が不育症であることが分かっている。不育症についてどのような認識があるか

答 私も不育症の勉強をさせていただいたが、現在まで不育症で悩んでいる方からの相談は受けていない。対応については十分検討している。

問 仮に相談にこられた場合はどういった対応をするのか。

副町長 全妊婦家庭を訪問し相談等に応じている。流産や死産などを経験した方から相談があった場合は、来庁していただくことなく保健師が家庭訪問をし、しっかりとお話を伺ったうえで、必要に応じ専門機関の

お伺いする。

副町長 紹介、受診の同行などの対応をしている。

問 不育症は、適切な治療により80%以上の方が出産にたどりついたという報告もある。不育症を正しく認識し、検査や治療を受けることで多くの命を守ることができると思う。ただ、この治療を受けるには、多額な費用を要することから公的助成を行っている自治体もあると聞いている。不育症に悩む方に必要な情報を提供し、心理的、医学的見地から患者支援に取り組む必要があると考えている。不育症の治療費助成制度についてどのように考えているかお伺いする。

副町長 国、県の動向を踏まえ検討させていただく。

副町長 厚労省は、風しんの感染拡大を防ぐため、2019年から3年間、39歳から56歳の男性を対象に、風しんの予防接種を原則無料とすることを決定しているが、抗体検査とワクチン接種を無料化することについては、各自治体

風しん対策（予防接種）の取り組みについて

問 風しん対策の取り組みについてお尋ねする。

副町長 新品種でない在来の種子の採種は認められると理解している。

副町長 種子の供給体制は今後も変わらないのか。

副町長 福岡県では、種子法廃止後も「福岡県稲、麦類及び大豆の種子の安定供給に関する基本要綱」に基づいて従来どおり種子の生産及び供給を行うとしており従来と変更はない。

副町長 種子法に代わる制度として条例を制定した都道府県があると聞いているが、認識しているか。

副町長 新潟県、埼玉県、兵庫県等の3県が条例化している。

副町長 本町の基幹産業である農業への影響はないのか。

副町長 都道府県がこれまで実施してきた種子に関する業務の全てを直ちに取りやめるということではないの

副町長 定期の予防接種として、1歳児と小学校入学前の幼児に2回風しんワクチンを接種している。また、それ以外にも多岐にわたって予防接種が受けられるよう助成制度を設けている。さらに、広報、ホームページで、風しん予防の特集を組むなど啓発にも取り組んでいる。

副町長 広報に、風しんが30代から50代の男性に流行しているとあったが接種状況はどうか。

副町長 11月現在で237人が定期接種を受けている。そのうち一部助成による接種者は32名となっている。

副町長 厚労省は、風しんの感染拡大を防ぐため、2019年から3年間、39歳から56歳の男性を対象に、風しんの予防接種を原則無料とすることを決定しているが、抗体検査とワクチン接種を無料化することについては、各自治体

副町長 現段階では対応は考えていない。今後、格差は正も含めて検討させていただく。

で、当面は影響がないと思っ

住宅密集地の再開発について

問 具体的には、赤池地区、中尾地区、中尾保育所を中心とした周囲の住宅地になるが、炭鉱の跡地ということとで地盤の沈下やU字溝の破損などが見受けられる。これらは個人所有物として、当面は影響がないと思っ

副町長 区は炭鉱住宅の跡地、中尾地区、中尾保育所を中心とした周囲の住宅地になるが、炭鉱の跡地ということとで地盤の沈下やU字溝の破損などが見受けられる。これらは個人所有物として、当面は影響がないと思っ

副町長 ご指摘の箇所については、今年の夏の豪雨によって、法面の一部にズレが生じたが、町としては扱えない部分でもあり対応が出来ない状況があった。また、空き家が多く個人物件という問題もある。町としてもいつまでもこのような環境を放置することは大きな問題であると考え、何か救える事業など解決策があるのではないかと色々検討してきたが、国の補助事業に住宅地区の改良事業、小規模住宅地区等改良事業があることが分かった。この事業は、かなり採択基準は厳しいが、この補助金を適用しない限りこの地区の開発は出来ないものと考えている。現在、この事業を進める方向で検討に入っている。

副町長 町がそのように考えても大変喜ばしいことだと思っ

意見 町がそのように考えても大変喜ばしいことだと思っ

国の種子法廃止と種苗法について

問 国の主要農産物種子法とはどういう法律だったのか執行部の認識をお尋ねする。

副町長 種子法とは、昭和27年5月に食糧難だった時代に制定されたもので、コメや大豆、麦といった主要作物について、優良な種子の安定的な生産と普及を「国が果たすべき役割」と定めていた法律だと理解している。

副町長 種苗法と種子法との違いをお尋ねする。

副町長 種苗法とは、全ての植物に関わる種子や苗などの新品種の保護を定めた法律で、食物の新品種の保護に関する国際条約であるユポフ条約を担保として、平成10年に全面改定されている。新品種の開発者は、特許権などと同様の概念の下で、その品種を農林水産省に登録することにより、原則として25年間の排他的な独占権である育成者権を得ることができる。という法律である。

副町長 今後、民間企業が新しい種子を開発し、それが普及してくると、種苗法の関係で、自家採種が出来なくなると言われているがどうなのか。

副町長 今後、民間企業が新しい種子を開発し、それが普及してくると、種苗法の関係で、自家採種が出来なくなると言われているがどうなのか。



木村 幸治議員

植物に関わる種子や苗などの新品種の保護を定めた法律で、食物の新品種の保護に関する国際条約であるユポフ条約を担保として、平成10年に全面改定されている。新品種の開発者は、特許権などと同様の概念の下で、その品種を農林水産省に登録することにより、原則として25年間の排他的な独占権である育成者権を得ることができる。という法律である。

副町長 今後、民間企業が新しい種子を開発し、それが普及してくると、種苗法の関係で、自家採種が出来なくなると言われているがどうなのか。

副町長 今後、民間企業が新しい種子を開発し、それが普及してくると、種苗法の関係で、自家採種が出来なくなると言われているがどうなのか。

表紙の紹介



「境内入口の鳥居」

神聖な雰囲気漂う 赤坂八幡社

ほんだわけのみこと
誉田別尊(応神天皇)を主祭神とする赤坂八幡社は、仁和3年(西暦887年)に全国に4万社余りある八幡社の総本宮である宇佐神宮の分霊を勧請し創建されたと伝えられています。また、赤坂八幡宮の神幸祭は、伊方荘の人々が例年宇佐八幡宮の神役に加わっていたこともあり、元和3年(西暦1617年)に宇佐八幡宮の神輿と共に、赤坂八幡宮の神輿を上野村福智下宮など各社に奉納したのが、行事の始まりだと伝えられています。さらには、奈良時代初期の「単人の乱」に多くの民が出兵し、弓で武功を挙げた者が多く「射方」と呼ばれたことが伊方の起源として伝わっています。

広報特別委員会あいさつ

議会だよりは、議会の活動状況を広く町民の皆様にお知らせすることを主な目的とし、定例会後に年4回発行しています。議会定例会では、議員が行政全般にわたる施策の状況や方針などについて町長などに説明・報告を求める『一般質問』があります。議会だよりは、それらの発言経過を載せていますが、紙面の都合で短く要約して載せなければなりません。そのため、読まれる方に、議員が執行部に質したいことなどが上手く伝わっているか、いつも不安の種となっています。

今号の表紙は、伊方地区の『赤坂八幡社』を取り上げました。前号は、上野地区の『福智下宮神社』を載せています。このように、今まで知られていなかった福智町の歴史や文化、観光名所などを広く町内外に発信することも議会だよりの役割の一つと考えております。さて、今号を持ちまして4年間に亘る私たちの任務は終了します。お読みいただきありがとうございました。最後に、皆様方のご健勝をお祈りします。



▲前左から 木戸勝正副委員長、沼口富生委員長、尾崎さつき委員
後ろ左から 堀江政洋委員、橋本騰馬委員、木村幸治委員

編集 後記

暖かな春の息吹を感じる季節となりました。感謝の意を表す言葉に「ありがとう」があります。現在では、何か他人から与えられた時、何かをしてもらった時に「ありがとう」と使います。もともとは「有り難し」で「有ることが難しい(めったにない)」という意味で、「ありがとう」の語源は、仏教に由来する「盲亀浮木のたとえ」から来た言葉とも言われます。何かと忙しい毎日を送っていると、ついつい感謝すべきことを見逃してしまいます。今後は、身近な人への感謝だけでなく、自分を取り巻く環境や、どんな些細なことにも感謝を伝えるように心掛けたいと思います。最後に、この文書を読んで下さった方、「ありがとう」
まだ寒い日が続きますが、くれぐれもご自愛ください。

橋本騰馬